令和５年度事業計画

Ⅰ　令和５年度重点事業

１. 空き家、所有者不明土地問題への対応

これまで数年来、相続登記の促進という課題を司法書士会として、あるいは法務局等と連携して取り組んできたが、令和５年４月に施行された相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律や令和６年４月施行予定の相続登記を義務化とするなどの民法・不動産登記法の改正法は、所有者不明土地の解消、発生予防、利用の円滑化を図ることを目的に改正されたものであることから、単純に相続登記を促進することをクローズアップするだけではなく、所有者不明土地の問題と向き合った結果として、相続登記の促進であることが必要である。

土地の利用の円滑化のために、共有解消へと繋がることを期待して改正したにも関わらず、相続登記を安易な義務履行の方法として、あるいは遺産分割協議の具体的相続分の制限の結果によって、それぞれ法定相続分での登記を申請することにより、共有状態の促進へと逆行するような状況とならないように、相続の前提となる遺産分割協議の支援が不可欠であることから、司法書士としては、現状ではどのような支援が出来るか、今後どのような支援が必要であるかなどを検討するなどして、支援強化のための対応が必要となってくる。

以上のことを踏まえた上で、「空き家、所有者不明土地問題への対応」については、民法・不動産登記法の改正について会員への周知を行った上で、新たな財産管理人制度への対応や遺産分割協議支援を含めて、各会員が空き家、所有者不明問題のスペシャリストとなるべく環境整備を行う必要があり、このための研修事業や、新たな財産管理人制度に対応するための岐阜県司法書士会としての受け皿づくり、管理人の管轄となる地方裁判所との連携の模索、管理人の申立権者として期待されている地方自治体との連携構築活動などを行う。

２．相談事業の見直しと充実化

相談事業については、昨年の取り組みの結果、緊急的措置による司法書士による電話無料相談を中止し、Web による相談会を試験的に導入したが、電話による相談も一定数需要があることから、相談形式の検討と岐阜県司法書士相続登記相談センターとの兼ね合いを検討した上で決定していくこととし、今年度においても、相談の受付から相談体制や面談方法などを精査して今後軌道に乗せられるよう進めて行く。

３．持続可能な司法書士会運営

岐阜県司法書士会館は、昭和４９年１２月に竣工し築４９年が経過しており、会館を持つ全国の司法書士会の中で１番古い建物を所有している会となっており、平成１９年に実施した耐震工事からも、すでに１５年が経過し耐用年数はそれほど残されていない。

このため、近い将来、新たな会館を用意する必要があり、財源の確保の点において、すでに喫緊の課題となっている。

会館の在り方は、中長期的な観点から、岐阜県司法書士会としてあり続けるために、組織を運営する人材の育成と、司法書士会館の在り方を含めた会議体や研修会の運営方法などを検討した上で決定することが必要であり、このための対応を行う。

４．時事の変化に伴う司法書士業務への対応

裁判の IT 化の議論が大詰めとなっているが、今後は、裁判だけではなく、不動産登記申請、商業・法人登記申請のフルオンライン化や、公正証書、自筆証書遺言のデジタル化など、IT、DX（デジタルトランスフォーメーション）などのデジタル化は司法書士業務を行う上で注視しなければならない。このため、これらの情報を収集して分析を行う。

以上の重点事業を達成すべく、それに伴う事業を推進していく。

Ⅱ 重点事業を達成するための具体的な事業

１．空き家、所有者不明土地問題への対応

（１）相続登記義務化への対応

（２）新たな財産管理人制度に対する対応

（３）地方自治体、法務局及び関連機関との連携

２．相談事業の見直しと充実化

（１）司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの活用方法の検討とその運用

３　持続可能な組織及び会館運営への改革

（１）司法書士会館の在り方についての検討

（２）組織改革の検討

（３）研修会及び会議等体制の検討

（４）会員間交流事業の検討と運用

4. 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

（１）裁判手続の IT 化をはじめとした IT、DX などのデジタル化に対応する事業への対応

（２）不動産登記法の改正への対応

（３）商業・法人登記法の改正への対応

Ⅲ 継続事業

１　市民への法的サービスの提供事業

（１）法教育活動の充実

２　司法書士業務を充実する事業

（１）財産管理業務等への取組みの強化

（２）成年後見制度利用促進計画への対応

３　権利擁護事業

（１）ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応